

令和元年度事業報告

I 概況

① 法人

平成26年7月の「社会福祉法人制度の在り方について」報告書、平成28年3月31日公布の「社会福祉法等の一部を改正する法律」において社会福祉に従事する者に対する在り方が示された。

その後、平成29年8月には「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、その中で「母子生活支援施設は、地域に開かれた施設として、妊娠期から産前産後のケアや親へのペアレンティング教育や親子関係再構築など専門的なケアを提供できるなど多様なニーズに対応できる機関となることが求められる」と指摘された。

こうした一連の報告書や法改正に共通している「地域における多様な(公益的)取り組みの推進」を実行していくために、職員一人一人の専門性の向上はもとより、多様なニーズに応えるための財務基盤の強化、経営規模の拡大などが求められていると言える。

当法人は、平成30年4月1日から令和10年3月31日までの間、名古屋市にじが丘荘の第4期指定管理者として選定された。当面現状の体制のままで法人経営していくとしても、永続できる保証はない。令和3年3月には名古屋市にじが丘荘も移転改築が完了し新しい施設となっていることから、第4期の指定管理期間の半ばを目途に、次期の指定管理を念頭においた社会福祉法人化による財務基盤の強化や法人合併もしくは法人間の協同など中・長期計画を改定し、取り組みを進めていく必要がある。

また、令和元年度は1月頃からコロナウィルスが世界的に流行し、現在も収束に至っていない。法人にとっても施設にとっても予定していた会議や行事などがほとんど中止もしくは延期となり、あらゆることが滞っている。幸いにも当法人関係者からの発症は報告されていないが、万々に備えての対応や準備を進めている。

② 母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所対象としている。

名古屋市にじが丘荘は、平成30年4月1日から10年間の第4期指定管理期間が設定された。令和3年3月には念願であった建て替えが完了し千種区へと移転することとなる。この新施設の運営について、名古屋市とも協議を重ね、新施設の運営方針を作成したところである。また、マニュアルの見直しも行き、新施設に即したマニュアル作りも職員間で協議を重ねている最中である。

昨年9月より新施設の着工となり、令和2年4月現在は建物の一階部分の工事が行われている。現地での会議にて随時状況報告がなされ、市の方で近隣との調整もなされている。今後、本格的な引っ越しに向けて備品等の準備や廃棄、その他調整を続けていく。

加えて、「名古屋市にじが丘荘半世紀のあゆみ」と題して、閉所記念誌の作成にも着手した。令和2年3月には記念誌の企画として、これまで永きにわたりご尽力頂いた皆様にお集まりいただき座談会を実施し、貴重なお話をお聞きすることができた。

母子に限らず子どもの貧困が世界中において問題となっており、わけても日本は深刻な状況にある。

母子生活支援施設に支援を求める母子は、DV等で傷つけられ、心を閉ざしたりして自らを守ってきたことで本来の「心」を失ってしまったケースや、最も親の愛情を必要とする成長期に落ち着かない父母に育てられたために愛着障害と思われるケースが増加している。

こうした利用者の心の貧困を解消しなければ経済的に自立できたとしても母子の生活の安定は望めず、

ひとり親家庭の再生産、DV・虐待の再現を容認することになってしまう。このような方々への支援は一朝一夕にはできないが、より支援の質を高めるとともに、継続的・計画的に行わなければならない状況となっている。

II 基本方針及び重点項目に対する取り組み

1 基本方針

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より通知された母子生活支援施設運営指針に則り、定款第4条の公益目的を達成できるよう、以下の基本方針に基づき、次のような取り組みを実施した。

① 基本的人権の尊重及び法令の遵守

利用者の基本的人権を尊重し、精神的・経済的・社会的に自立できるよう支援を行った。支援サービスの提供に当たっては、母親と子ども的人格を尊重するとともに、児童福祉法を始めとした関係法令を遵守するよう心がけた。また子どもの権利について、利用者、特に子どもたちに正しく理解してもらうため、まず職員が研修を受けて理解を深めたうえで、子どもや親に伝える取り組みを開始した。

② 利用者の安心・安全の確保

入所してくる母親や子どもは、夫などの暴力や虐待、貧困といった困難を伴う生活による過度の緊張やストレスによって、よりよく生きていこうとする気持ちや力が損なわれている。にじが丘荘では、安心して住めるよう、自分が否定されない・排除されない心地よい場所を提供するよう努めた。また、安全確保のため職員による宿直体制に加えて、平成24年度より防犯カメラの設置・警備契約を実施している。

③ 生活の立て直しのための支援の提供

生活の安定への支援、就労支援、心理的課題への対応、課題を抱えたときの個別支援、退所支援、その後のアフターケアという一連の過程において、利用者の意向を尊重しつつ目標設定を行い、切れ目のない支援を提供した。(基本的に年1回の世帯を対象とした自立支援計画の策定、小学3年生以上の学童を対象とした年1回の発達支援計画の策定、退所が決定した世帯への退所後支援計画の策定に当たっては利用者や学童にも参加して貰い、検討している。)

④ 児童が心身とも健やかに育つよう子育て支援の提供

育児経験の未熟な母親や精神症状を呈する母親への助言・指導、子どもの補完保育などを通して子育て支援を行った。子どもが心身ともに健やかに育つよう、生活面や学習・行事等を通して、子どもの健全育成に努め、併せて必要なケースについて母子関係の調整を図った。

⑤ 暴力や虐待を受けた母子の心のケア

暴力や虐待、貧困といった困難な問題に長時間さらされた母親や子どもは、大きな心的外傷を負っている。専門的ケアを必要とする利用者には、本人の意向を尊重しながら精神科受診につなげたり、検討の結果、カウンセリングの必要性があると判断されたケースについてはカウンセリングに結びつけた。

⑥ 地域との緊密な関係づくり

地域に根付いていくため、町内会、子ども会に加入し、各種行事に参加した。また、会費負担するとともに、役職も引き受けるなど地域の一員としての役割を果たすよう努めた。

更に、にじが丘荘として、母子生活支援施設の機能を活かした地域貢献で何ができるか検討を進め、「施設保有の備品の貸し出し」「施設職員のスキルの提供」「DV、虐待、子育て等の悩みへの電話相談対応(なでこ電話相談)」を実施している。現在はホームページ上の周知のみで一般に広く知られている状況にないが、当施設の活動に協力していただき、信頼できる団体の方などにも徐々に周知している段階である。

⑦ 関係機関との連携

入退所時の福祉事務所との連携はもとより、児童相談所等福祉、あるいは医療、行政、教育等を始め様々な関係機関との情報交換等連携に努めた。

⑧ 職員の専門性と資質の向上

利用者のさまざまな課題を正確に捉え、その課題に対応したサービスを提供していくためには、職員一人ひとりが専門性を高め、資質向上の不断の努力が求められている。にじが丘荘では、カンファレンス等の場を活用したOJTの実施や各種研修の場へ職員を積極的に参加させ、専門性の向上に努めている。また新規採用職員については、他の母子生活支援施設に受け入れを依頼し、派遣する試みを継続しており、今年度は京都市の広量福祉会「野菊荘」に2名の職員を派遣し、子どもの生活力向上を重視した取り組みや出産前・陣痛時・出産後の特定妊婦へのきめ細かい支援などを学んできた。

また外部講師を招いてのスーパーヴィジョンを3回実施することができた。

2 令和元年度の重点項目に対する取り組み

令和元年度の事業運営に当たり、次の重点項目に留意しつつ、法人及びにじが丘荘の運営に当たった。

(1) 法人運営

法人は事業年度開始前に、平成31年度事業計画、収支予算書等を行政庁に提出した。6月には平成30年度の事業報告、財産目録等定期提出書類を、法令に則り行政庁に提出するとともに、ホームページ上に公開した他、事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合、市民に対する開示を行う体制を整えた。

(2) にじが丘荘運営

① 組織的な取り組みの推進

にじが丘荘利用者に対して、荘長、担当職員だけでなく、心理療法担当職員も可能な限り参加を求め、支援に当たる職員全員で合議して自立支援計画を策定するとともに、入所から退所後のアフターケアまで、具体的な支援について組織的な対応を図った。

小学3年生以上の学童について、子どもの自立支援計画を策定し、計画に基づく支援を行った。

② カウンセリングの推進体制の強化

DV被害や虐待を受けた子ども達の心的外傷に対しては、精神科に受診し投薬治療を受けるだけでは十分でない。心的外傷に対するケアを図るため、カウンセリング導入前の会議による必要性の検討、利用者の心構えの醸成、職員とカウンセラーの情報交換の場の設定等により、効果的なカウンセリングが出来るように努めた。

また、抱える問題が複雑深刻な利用者が多くなってきており、その支援にあたる職員の負担も増加していることは明白であるので、厚労省からも職員のストレス診断を実施するように指示があった(法的には職員数が少ないため強制ではない)ことも踏まえ、非常勤心理士による職員のストレス診断とフォローを半年ごとに実施し、バーンアウトなどの防止に努めた。

③ 市外からの利用者の実績の確保

広域入所促進事業の制度の趣旨を踏まえ、夫等の暴力から避難し保護が必要な母子の受け入れを行った。令和元年度においての受け入れはなかったものの、年度末利用者全体における広域利用者の割合は3割以上を占めており、今後も需要が見込まれる。

④ 利用者の負担金の適正な管理

利用者の光熱水費等負担金については、速やかな収入手続をとり、金融機関に預け入れることを徹底する措置を継続した。

⑤ 緊急一時保護の実施

名古屋市緊急一時保護事業実施要綱、同要領に基づき緊急に保護を必要とする母子等の受け入れを実施し、必要な援護と相談・指導を実施した。

⑥ 第三者評価の受審

第三者評価は3年以内に一度の受審が義務付けられており、平成28年度に二度目の第三者評価を受けたところである。また、受審をしない年度も受審時同様に、「自己評価結果表」を使用し、施設内で自己評価して行くことが義務付けられており、結果を監督庁に報告している。

第三者評価は3年に一度の受審が義務づけられており、また受審をしない年度も受審時同様に、「自己評価結果表」を使用し、施設内で自己評価をしていくことが義務づけられており、結果を監督庁に報告している。今年度においては三度目の第三者評価を受審し、a評価51.4%、b評価48.6%、c評価0.0%とおおむね高評価をいただいている。

⑦ 権利擁護と権利侵害への対応

にじが丘荘が行う支援については、必ず事前に説明し、できるだけ母親と子どもが主体的に決定できるように支援している。

いかなる場合についても、職員は言うまでもなく、母親や子どもによる暴力や脅かし、人格的辱めなど不適切な関わりを起こさないように権利侵害を防止することは児童福祉施設としての当然の義務である。平成25年度には、職員就業規則を改正し体罰の禁止や権利侵害の防止を明記する措置をとり、職員には真摯なる支援を義務付けた。なお、児童虐待対応マニュアルを策定するとともに、マニュアル中に児童虐待チェックリストを加え、児童虐待防止に活用できるようにした。

また母親が一同に会する自治会懇談会の場で荘長が虐待の定義を説明したり、学童行事において「児童の権利に関する条約」の内容を分かりやすく説明する機会を設けた。

Ⅲ 事業実績

当法人が管理運営にあたる母子生活支援施設「名古屋にじが丘荘」の稼働率を市全体と比べてみる(下記表)と、上部は公称の定員世帯数での充足率、下部は実際に利用世帯を受け入れることのできる定員世帯数での稼働率となる。平成28年度には稼働率は回復したものの、平成29年度以降は低くなる。今年度はさらに低くなり、40%台となっている。全国的に入所依頼も減少傾向である。また退所理由では公営住宅当選が7世帯と最も多かった。

平成	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
35世帯定員としての稼働率	73.6%	73.6%	81.2%	85.2%	70.7%	57.3%	43.0%
名古屋市155世帯定員としての稼働率(29年度以降は145世帯)			86.2%				
緊急一時2室、火災後復旧してない部屋1室、保育支援室1室の4室を除いた31世帯定員としての稼働率	83.1%	83.1%	91.7%	96.2%	79.8%	64.7%	48.5%
名古屋市151世帯定員としての稼働率(29年度以降は141世帯)			88.5%				

・入所者の状況(過去3事業年度)

事業年度	入所	内 DV	退所	内 DV	年度末世帯数	内 DV	内生保	内病気療養	内広域
平成29年度	14	9	16	12	25世帯	20	19	0	2
平成30年度	6	3	12	10	19世帯	15	13	0	5
令和元年度	2	0	9	8	12世帯	8	8	0	4

・緊急一時保護の状況

緊急一時事業年度	受入世帯	内 DV	満室等で断った、もしくはキャンセルしてきた世帯	利用人員	延利用日数	平均利用日数
平成29年度	38	18	38世帯	62	463	12.2
平成30年度	19	15	53世帯	48	288	15.2
令和元年度	21	10	28世帯	39	264	12.5

(1) 母親に対する支援

「生活」の場で支援を展開していることを念頭に置き、利用者一人ひとりの自立に向けて、利用者の力をエンパワーメントするような支援を心掛け、下記の取り組みを進めた。

1 自立支援計画の策定・自立のための支援

母子生活支援施設は母子の自立のための施設である。入所時面接の際には自立に向けての意思確認を行い、おおよその将来方向を定め、当面の必要な援助を行い、概ね1カ月後、援助の過程で明確になった課題に対して、母子等の意見・意向も踏まえ、福祉事務所等関係機関の意見も参考に、個人懇談会を設定して自立支援計画を策定した。

継続して利用している母子等については年1回、個人懇談会を開催し、それまでの課題に対する取り組みを評価し、積み残した課題や新たな課題に対する自立支援計画を職員全員で合議の上策定し、課題解決への取り組みを行った。

母子等が生活者として自らを律していける「生きる力」が身に付くよう、こうした継続的な支援を実施している。

2 経済的支援

入所時に全く所持金がない者、殆どない者については、生活保護等の制度により一時的に生活できるよう関係行政機関に協力の依頼を実施した。

また、金銭管理については、金銭管理マニュアルに則り、対象者、金銭管理方法等を検討し、必要なケースは進学積立金等の積み立てを支援した。

児童扶養手当、遺児手当の受給、母子医療(ひとり親家庭医療助成)、乳幼児医療制度等の利用手続き、必要な場合は離婚調停、裁判離婚手続きの支援を行った。

3 離婚等の支援

離婚後の生活など課題解決に向けて、適切な情報提供を行い、自己決定できるよう支援している。法的問題については、法テラスを活用し弁護士に依頼して、離婚調停、裁判手続き等による離婚、子どもの親権取得、面会交流の内容、養育費取得など課題解決できるよう支援を行った。

4 就業支援

ハローワーク情報、新聞・折込広告、就職情報誌、タウン誌などからの各種情報、企業・事業主等からの情報収集に努め、入所者に適宜情報提供して就労支援を図った。近年障害を持つ利用者が増えていることから社会福祉協議会、介護保険事業所等との連携を強化し、福祉就労の道も模索しており、ハローワークと同様に作業所等への同行支援も行った。また、生活保護受給者に対しては、福祉事務所の就労相談員とも連携し、対応にあたった。

就労条件でないと保育園への入所が容易に出来なくなってしまった。保育園に入園希望を出す時点で就労している必要がある。その為未就園児を保育園入園まで就労支援保育として保育園同様の時間帯で預かるようにした。

5 住宅入居支援

公営住宅等への入居支援を実施した。

6 DV被害者の保護

DV被害を受けた母子について、必要な場合にはDV防止法に基づく保護命令の取得、ストーカー行為規制法に基づく禁止命令の申出等を行い、被害者保護に対応するとともに、施設内での仮名使用、住所を知られないよう措置するなど保護に努めた。

7 その他の支援

精神的不安を抱えたケース、外国籍のケース、虐待の恐れのあるケースなど個別対応が必要なケースについては、個々の課題に応じた支援を心掛けた。また、母子支援員等による課題に対応した各種の相談・支援を実施した。

乳幼児や発達障害などのお子さんを抱えるお母さんを中心にレスパイト保育を実施した。

平成28年度から外部講師による子どもを中心とした「性教育」への取り組みを年1回始めた他、母親向けには家計、経済を考える「お金にまつわる勉強会」を上半期に行った。

(2) 子どもへの支援

子ども一人ひとりのありのままの姿を受け止め、信頼関係づくりを進めていくことがにじが丘荘の子どもに対する基本的な支援である。子どもたちと一緒に過ごすことを大切にしながら、どの子にも自分が大切にされているとの思いが伝わるよう、声掛けと丁寧な対応に努めている。

1 子どもの自立支援計画の策定

小学3年生以上の学童を対象に心身の状況や生活状況を正確に把握するため、アセスメントを行い、個々の課題を明らかにし、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的支援内・方法を定め、支援を行った。その際、自立支援計画は、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものにし、定期的な実施状況の評価の直しを行った。

2 子どもの健全育成

乳幼児については、入所と同時に、近隣の保育園の情報を提供・見学してもらい、就労場所と交通の便等を考慮した上で母が決めるよう支援した。

「母親に対する支援 :7その他の支援」で報告した「レスパイト保育」は母親のためであると同時に、健全な親子関係を維持するためのことでもあり、子どもの健やかな発達を保証することにもなった。

学童児については、学校及び関係行政機関等と連携して就学を支援する。下校後、長期の学校の休み期間等の児童の健全育成を図った。

親から不適切なかかわりを強いられていたり、不適切な環境を直視させられてきたりした子どもも少なくはなく、健全な心と体の成長が阻害されていると考えられる子ども達が多くなった。その子ども達への支援にはなかなか手をこまねいていたところではあるが、外部の専門家の協力を得て性教育・防犯の講座を開いた。子どもだけでなく親も同席し受講した。デリケートな内容につき今回も希望者のみで行ったが受講者は熱心に聞いていた。今後も協力を得ながら進めていきたいと考えている。

3 学習や進路、悩み等の相談支援

子ども達が社会生活を送るために必要とされる最低限の学力の獲得を目標に、学習の遅れを少しでも取り戻せるよう少年指導員を中心に日常的な学習支援を実施した。学習支援については、①学習の習慣化、②分からないことを質問できるようにする、③達成経験の増進を目的に支援しているが、学童は基礎的な学力が不十分な者が多く、引き続き大きな課題となっている。

令和元年度は地域の学習塾(にじのひかり教室)と提携し、学童に対する学習支援を行った。

家庭と施設の役割分担、にじのひかり教室の関わり等検討するとともに、子ども支援マニュアルやボランティア受入マニュアルを整備している。

4 子どもの権利擁護

子どもと個別に係わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を持てるようにし、暴力によらないコミュニケーションを用いる大人のモデルを職員が示す支援を実施している。医療機関や児童相談所など関係機関と必要な情報交換を行いながら、より適切な支援を行うよう努めている。被虐待児童に対しては、必要に応じて心理判定、児童精神科医との相談など児童相談所機能を活用した。

(3) 母子等の心理的ケア

入所してくる母等の多くは、肉体的にも精神的にも疲れ切って入所してくる。精神科症状が出てそれに振り回される者、過去のDV経験などからフラッシュバックで眠れない者、そこまではいかないが誰かに自分の気持ちを聞いてほしい者など様々な困難な状態に置かれている。また、子どもたちも発達障害を抱える者、愛着障害から問題行動を起こし、自分でもどうしてよいかわからないというケースがある。近年、発達障害と診断される子どもも非常に増加している。

これらの対応として、精神科病院・クリニックへの受診による治療のほか、それとは別に、心理療法や個別相談を設定し、心理的なケアを実施している。

(具体的な支援)

1 心理療法等

心理療法(カウンセリング)を行うことのできる専門家である心理療法嘱託員2名を雇用し、週4日5単位で、母子16人に対し、夫からの暴力を受けた母子、発達障害の子ども等カウンセリングが必要な者に継続的な心理療法、検査等を実施した。

内容	心理療法	心理検査	生活場面面接	職員への助言	会議への出席	合計
回数	330	0	208	45	22	603

対象母子の年齢、主訴別

	身体的暴力 又は身体的 虐待	経済的暴力 又は保護の 怠慢拒否	性的暴力又 は性的虐待	心理的暴 力又は心 理的虐待	ひきこもり	その他	合計
就学前児童				2			2
小学生	2			3		1	6
中学生				2			2
上記以外児童						1	1
母親				1		4	5
計	2			8		6	16

2 個別相談

母子等の抱える複雑多岐に亘る問題に対応を図った。生活上の様々な問題に対して、母子支援員、少年指導員等による個別相談を定期又は随時行うほか、被虐待児個別対応職員による被虐待児及び

母親への随時のケアを実施した。

また、子どもの教育、進学、子どもの病気、母の就労、離婚、養育費、債務処理、裁判関係書類作成、確定申告、所得証明、児童扶養手当、外国人滞在許可期間の更新、外人登録、パスポートの取得、生活保護必要書類の作成等の幅広い相談に応じた。

なお、これらの個別相談に当たっては、利用者のプライバシーに配慮しつつ、心理的負担を軽減するようにした。

(4) 退所者のアフターケア

退所が決まると、自立への不安感の軽減を図る等のために、その世帯への退所後の支援をするため母親と職員で相談して「退所後支援計画」を立てている。計画の対象となる期間は、退所後1年間だが、それ以降も相談があれば相談に乗っていくことを伝えており、本年度も相当数の相談を受けている。

アフターケアに関しては、退所者の持っている力や周りの支援体制などによっても違いが出る。退所後1年の期間に対しては施設側から様子伺いの連絡を図るが、それ以降に関しては退所者側からの連絡・相談がなければ中々窮状を知ることはできないのが事実である。稀に元利用者からの連絡で様子が分かり、連絡をとって支援ができたというケースもあるが、情報提供をされる友人を作ることができない方が多く、そういった方がやはり心配の種である。職員としては退所後支援期間の1年の間にいかに様々な支援の手を講じることができるかが大切であると認識している。

子どもの貧困がクローズアップされるようになり、進学に対する修学資金の支援や資格取得のための修学資金などが充実し、その範囲が利用中の母子に対してだけでなく、退所後の母子に対しても適用されるようになってきた。そのことが進路決定などの参考となるよう、情報をいち早く提供して行く必要がある。その為に退所児の年齢などを整理し、十分把握しておくことが必要となった。

(具体的な支援)

1 業務相談

知的障害者、身体障害者、家計管理能力に欠ける者の家計管理の相談・実施。

精神不安定・情緒不安定な者に対する相談、母子関係の調整

子育て相談(育児、しつけ)、進学相談、子どもの就労相談

復縁、再婚、離婚など新たな家族関係に対する相談

2 安否確認

例年のように、にじが丘荘で行う「もちつき大会」に、年度を5年前迄さかのぼり退所者に招待状を送った。令和1年11月10日(日)に、旧にじが丘保育園園庭で実施した「もちつき大会」は、入所者、退所者だけでなく地域子ども会、星ヶ丘にじ保育園を中心にした招待者も含め、324名(昨年370名)の参加であった。内訳は子ども会136名、施設利用者は31名、退所者は52名、地域・関係者・元職員等105名である。

(5) 入所者からの苦情、意見等の把握と対応

入所した母子等からの苦情、意見等については、にじが丘荘では次のような対応を図った。

1 組長連絡会

毎月交代で行う組長連絡会では、組長を通じて利用者の苦情、意見等を出して貰っており、対応を図った。

2 自治会懇談会

基本的に全員参加の自治会懇談会を年3回開催した。懇談会では、苦情、意見等を自由に出してもらい必要な対応を図った。なお、幼児は職員による保育を実施し、懇談会参加を保障した。

3 事務所へ個別に持ち込まれる苦情、意見等

その都度、話をよく聞き、原因を究明し、真摯に対応した。

4 苦情等解決制度

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会要望等解決委員会規約」に基づき「名古屋市にじが丘荘要望等解決実施要綱」を定めており、これに基づき入所者からの苦情を適切に解決し、福祉サービスの質の向上に努めることとしている。

また職員に対する苦情等の場合は、当法人の苦情解決委員では職員よりになるのではないかと不安があるかもしれない。そんな不安を持たれるような場合のために、当法人の運営に全く関わりのない愛知県社会福祉協議会の苦情解決制度を利用することができることも周知している。

令和元年度において、要望等解決に則り一件の苦情に対応した。

制度については入所時に口頭で説明をするが、利用者にお渡しする施設利用のファイルにも制度利用の案内を入れ、制度について理解しやすく利用しやすいよう改善した。

(6) 情報管理及び情報公開

入所者個人情報及びにじが丘荘の管理運営に伴う取得情報の取り扱い並びに情報公開については、次のような対応を図った。

1 個人情報の保護

個人情報の保護については「個人情報に関する基本方針」「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会個人情報保護規程」に基づき対応することを基本としている。

職員はもとより、実習生、ボランティアへも周知・徹底を図った。個人に関わる情報記録の保管・管理についても、注意して管理を行った。

2 情報公開

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会情報公開規程」に基づき、情報公開することとしているが、令和元年度も文書等公開申し出がなかった。

(7) 事故・災害等への対策及び対応

事故・災害等への対策及び対応については、次のような対応を図ることとしている。なお、火災・地震発生時の対応、不審者侵入時の対応、病人発生時・AEDの使用について規定した「緊急時の対応について」マニュアルを整備している。

1 事故・災害等への対策の基本的考え方

入所者全員参加を基本とする避難・初期消火訓練を毎月実施した。令和元年度も炊き出し訓練を実施した。年3回実施した自治会懇談会でも事故・災害等の対応を周知した。施設建物東側に無かった避難経路を確保するために、4階には緩降機を、3階と2階には避難梯子を設置したが、職員の使用訓練のみで、利用者に対しては行えていないのでどのようにすべきか検討していく。

職員体制の確保、関係機関への連絡、備蓄品の適正量の確保等については「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」、「消防計画」等に基づき適正な対応を図った。

2 日常的な安全管理

職員は日常業務を通じ、施設を見守り、合わせて危険個所をその都度確認し、修繕等を実施している。廊下など避難路に物が置いてある等の場合は、入所者に説明し対処した。

3 緊急時対応

火災、地震、その他の災害時には、前述の「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」、「消防計画」等に基づき対応することを基本に対応するよう徹底した。

(8) 施設管理の実施

施設の保守管理と修繕について、次のとおり対応した。

1 施設保守管理

居室は、職員が年3回定期的に、排水管状況、防災面、衛生面、その他居住環境の点検を実施した。不具合等の箇所は修繕・改善を実施した。

専門業者に依頼し、「ボイラー保守点検」「受水槽・高架水槽の清掃点検及び水質検査」「消防機器点検」「建物検査」を行っている。

施設の老朽化が進んでいるため、大規模修繕が必要となった場合は、名古屋市と協議の上「協定書」に基づき補修を実施することとしている。

2 会計管理

名古屋市との間で締結する「母子生活支援施設名古屋市にじが丘荘の管理業務に関する基本協定書」に基づく「業務仕様書」に経理帳票類の整備について定めているほか、会計については、公益法人会計基準（新基準）及び「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会経理規程」に基づき、実施した。また平成24年度より公益法人会計に精通している税理士法人と顧問契約を結び毎月収支状況や帳簿等のチェックを受け指導いただいている。

(9) 入所状況、法人事業実績、にじが丘荘事業実績

1 入所状況

「名古屋市にじが丘荘の入所の状況（令和元年度）」のとおり

2 法人事業報告

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会令和元年度事業報告」のとおり

3 にじが丘荘事業報告

「名古屋市にじが丘荘事業報告（令和元年度）」のとおり

名古屋市にじが丘荘の入所状況について(令和元年度)

1 令和元年度の入所者数推移(各月1日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19	18	17	18	17	16	16	15	13	13	12	12

2 主たる入所理由

死別	離婚	夫などの暴力	児童虐待	入所前の家庭環境の不適切	住宅事情	経済事情	その他	合計
		55.6%	1.7%	8.6%	16.3%	11.1%	6.7%	100.0%
0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (100.0%)

注:上段は全国母子生活支援施設基礎調査(平成30年度)による。ただし、死別、離婚はその他に計上
下段は、にじが丘荘の令和2年3月31日現在の状況

3 世帯人員別

(単位:世帯)

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	合計
6	4	1	1	0	12

注:にじが丘荘の令和2年3月31日現在の状況

4 母親の年齢別

(単位:人)

～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～	合計
1.2%	22.7%		41.3%		30.5%		4.4%	100.0%
0 (0.0%)	2 (16.7%)	2 (16.7%)	3 (25.0%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)	2 (16.7%)	1 (8.2%)	12 (100.0%)

注:上段は全国母子生活支援施設基礎調査(平成30年度)による。

下段は、にじが丘荘の令和2年3月31日現在の状況

5 在所期間別

6月未満	6月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～4年未満	4年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	合計
1,033 (33.8%)		759 (24.8%)	444 (14.5%)	263 (8.6%)	187 (6.1%)	297 (9.7%)	73 (2.4%)	3,056 (100.0%)
1 (8.3%)	0 (0.0%)	4 (33.4%)	3 (25.0%)	1 (8.3%)	2 (16.7%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	12 (100.0%)

注:上段は全国母子生活支援施設基礎調査(平成30年度)による。

下段は、にじが丘荘の令和2年3月31日の状況

6 入退所実績の年度別推移

区 分	入所世帯数	退所世帯数	年度末在所世帯数	平均入所月数
平成29年度	14世帯	16世帯	25世帯	1年8ヶ月
平成30年度	6世帯	12世帯	19世帯	2年0ヶ月
令和元年度	2世帯	9世帯	12世帯	2年4ヶ月

注:平均入所月数は、各年度末3月31日現在

7 就労職種別

(単位:人)

Web デザイナー	福祉就労	雑役婦	炊事婦	店員		
1	4	3	1	1		
小計					無職	合計
10					2	12

注:にじが丘荘の令和2年3月31日現在の状況

8 生活保護受給別

(単位:世帯)

保護世帯	非保護世帯	合計
8	4	12

注:にじが丘荘の令和2年3月31日現在の状況

9 母の国籍別

(単位:人)

日本	中国	韓国・北朝鮮	フィリピン	ブラジル	スリランカ	トルコ	合計
9	0	0	2	0	1	0	12

注:にじが丘荘の令和2年3月31日現在の状況

10 措置機関別

(単位:世帯)

千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	小計
0	1	0	0	1	2	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	8

広域入所			合計
県外	県内	小計	
2	2	4	12

注:にじが丘荘の令和2年3月31日現在の状況

11 入所児童の状況

(単位:人)

就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生以上	合計
11	4	5	0	1	21

注:にじが丘荘の令和2年3月31日現在の状況

公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会 令和元年度事業報告

平成31年4月1日～令和2年3月31日

事業名	実施月 日	開催場所等	事 業 内 容
監事監査	令和元年5月17日(月)	にじが丘荘 事務室	平成30年度決算監査
理事会	5月24日(金) 午後4時20分から	千種区役所 第1会議室	① 平成30年度の事業報告及び決算(案) ② 特定費用準備資金の拡充(案) ③ 定時評議員会の日時及び場所並びに 議事に付すべき事項(案) ④ 相談役の委嘱(案) 【報告事項】 ① 代表理事(会長)の職務執行状況の報 告
評議員会	6月10日(月) 午後4時00分から	千種区役所 第1会議室	① 平成30年度の事業報告及び決算(案) 【報告事項】 ① 特定費用準備資金の拡充について ② 相談役の委嘱
名古屋市社会福祉施設指導 監査	8月30日(金) 午後1時30分から	にじが丘荘	監査結果 ① 価格による随意契約を行う場合、複数 の業者から見積もりを徴し、比較するな ど適正な価格を客観的に判断すること ② 小口現金について、経理規程に定める 限度額を超えないよう、適正に取り扱う こと
時間外労働・休日労働・変形 労働時間制に関する協定届		名古屋東労働 基準監督署	時間外労働・休日労働・変形労働時間制に 関する協定届
第三者評価	令和元年10月17日(木)	にじが丘荘	(株)中部評価センターにより受審 第三者評価受審結果 A 評価 51.4%(37/72) B 評価 48.6%(35/72) C 評価 0.0%(0/72)

<p>理事会</p>	<p>令和2年3月9日(月) 午後2時から (コロナウィルスの流行のため理事会は実施せず、同意と確認書による議決となる)</p>	<p>千種区役所 第1会議室</p>	<p>① 令和2年度事業計画及び予算(案) ② 母子生活支援施設「新にじが丘荘」運営方針(案) ③ 管理規程の一部改正(案) ④ 職員給与規則の一部改正(案) ⑤ 定時評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項(案)</p> <p>【報告事項】</p> <p>① 代表理事(会長)の職務の執行の状況 ② 第三者評価受審結果</p>
<p>評議員会</p>	<p>令和2年3月23日(月) 午後4時30分から (コロナウィルスの流行のため評議員会は実施せず、同意と確認書による議決となる)</p>	<p>千種区役所 第1会議室</p>	<p>① 令和2年度事業計画及び予算(案) ② 母子生活支援施設「新にじが丘荘」運営方針(案)</p> <p>【報告事項】</p> <p>① 管理規程の一部改正 ② 職員給与規則の一部改正 ③ 第三者評価受審結果</p>

名古屋市にじが丘荘事業報告（令和元年度）

行事名	実施月日	場所	参加人数	行事内容
学童新年度説明会	4月1日	荘内集会室	16名	荘内ルール確認、子どもの権利について
学童お楽しみ会	4月8日	娯楽室	15名	メダル作り
子どもの日(親子行事) (学童お誕生日会)	4月27日	荘内集会室	21名	端午の節句お祝い
春季親子レクリエーション	5月18日	日本モンキーパーク	34名	バス貸切・テーマパーク見学
母の日プレゼント工作	4月20日～ 5月8日	荘内娯楽室 保育室・集会室	34名	マイバッグ作り(子ども会共催) オリジナルミラー作り(乳幼児)
春季健康診断	5月16日～ 6月1日	母親:木村病院 児童:集会室にて16日	全員	問診、血圧、採血、検尿、X線 医師による問診、検尿
学童お楽しみ会	6月29日	荘内集会室	13名	Tシャツ染め体験
学童七夕会	7月6日	名古屋市科学館	23名	科学館・プラネタリウム見学(子ども会共催)
学童夏休み計画会	7月19日	荘内集会室	9名	夏休みの行事、生活などの説明
学童プール水泳教室	7月25日	千種スポーツセンター	7名	室内プール、貸出ビート板あり
学童海の家	7月22日 ～23日	篠島海水浴場	10名	一泊二日にて民宿に宿泊 海水浴を楽しむ
学童昼食会	7月27日	荘内集会室	14名	カレーライス作り
親子海水浴	7月31日	小野浦海水浴場	33名	貸切バス、民宿を利用、親子で海水浴
学童習字教室	8月5日	荘内集会室	10名	ボランティアによる習字教室
学童キャンプ	8月7日 ～8日	美浜少年自然の家 食と健康の館	30名	野外体験、塩作り体験
学童昼食会	8月24日	荘内集会室	14名	お好み焼きづくり
学童プール水泳教室	8月20日	千種スポーツセンター	13名	室内プール、貸出ビート板あり
学童夏休み反省会	8月31日	荘内集会室	13名	夏休みの反省を話し合う
学童お誕生日会	9月21日	港防災センター	7名	防災センターにて地震体験や煙避難体験、伊勢湾台風の体験など
学童草抜き会	9月26日	旧保育園園庭	16名	旧保育園園庭の草抜き
学童お楽しみ会	10月19日	荘内集会室	12名	パンプキンのお菓子入れ作り
秋季健康診断	11月8日 ～12月28日	児童:集会室にて11/8 母親:木村病院	全員	医師による問診、検尿 医師による問診、血圧、検尿
にじが丘荘 もちつき大会	11月10日	旧保育園園庭	324名	子ども会、保育園を中心に招待状を 配布、地域交流を深める
学童お誕生日会	11月30日	鹿子公園・ 動物愛護センター	17名	鹿子公園行きハイキング(子ども会共催) やきいも作り・動物愛護センター見学
荘内大掃除	12月7日 12月8日	学童:娯楽室、集会室 母親:共用部分	15名 21名	各自雑巾をもって取り組む 母はくじ引きをして決める。幼児は保育

学童クリスマス会	12月21日	モリコロパーク	18名	モリコロパーク内スケートリンクでアイススケートを楽しんだ後、ゲーム大会
学童かきぞめ会	1月6日	荘内娯楽室	10名	冬休みの課題に取り組む
鏡開き・ぜんざい会	1月10日	荘内娯楽室	27名	娯楽室に会食
学童お誕生日会	1月26日	トヨタ産業技術記念館	12名	自動車や自動織機の見学
学童お楽しみ会	2月1日	旧保育園園庭	12名	節分会(屋外レクリエーション)
学童ひなまつり会	3月2日	荘内集会室	23名	ひなまつり縁日(母子合同)
児童向け講座	3月2日	荘内集会室	11名	助産師さんによる「いのちのはなし」

組長連絡会	毎月実施	荘内事務所	各階の組長(当月・翌月)6名と母子支援員で話し合い
避難初期消火訓練	毎月実施	主に荘庭	地震や火災を想定して全員を対象に訓練する
自治会懇談会	年間3回	荘内集会室	母親全員参加での話し合い 幼児は保育
居室点検	年間3回	各居室	配水管状況 防災建具などの点検
自立支援計画会	年間1回	面接室(206)	個別に母親と荘長・母子支援員との話し合い
学童の母親と 少年指導員との懇談会	年間4回	荘内集会室	学童の母親と少年指導員の話し合い(7月・3月) 新1年生母親懇談(3月)
その他	招待行事(各種イベント・希望者を対象)		硬筆教室(不定期) 母向け野田先生のお金に関する講座(不定期)
	体重測定(児童を対象・年間2回)・ゴキブリ駆除(全居室対象・年間1回)		